

## 資料2. ボン条約仮訳

### 移動性野生動物の種の保全に関する条約仮訳

Convention on the Conservation of Migratory Species of Wild Animals<sup>✧</sup>

1979年6月23日採択

1983年11月1日発効

締約国は、

無数の形態の野生動物は、人類のために保全させなければならない地球の自然の系のかけがえない一部分であることを認識し、

人間のそれぞれの世代は、将来の世代のために地球の資源を保有するのであり、この遺産は、保全され、また、利用される場合には賢明に利用されることを確保しなければならないことを承知し、

野生動物の、常に拡大し続ける、環境、生態学、遺伝、科学、美、レクリエーション、文化、教育、社会及び経済の観点からの価値を意識し、

とりわけ国家の権限の境界を横切るかまたは外へと移動する野生動物の種に関心を持ち、

国家は、自国の権限の境界の中に住み、または境界を通過する移動性の野生動物の種の最良の保護者であり、また、最良の保護者でなければならないことを認識し、

移動性の野生動物の保全及び効果的な管理は、それらの動物がそのライフサイクルの一部なりとも過ごす国家の権限の境界の中において、すべての国家の調和された行動を必要とすることを確信し、

人間の環境に関する国際連合会議（ストックホルム、1972年）により採択され、国際連合総会第27回会合において満足をもちて留意された行動計画の勧告32を想起して、

以下のとおり協定した。

## 第I条

### 解釈

1. この条約の目的のため、

a) 「移動性の種」とは、それに属するもののうちの相当部分が、周期的にかつ予測できる形で1以上の国家の管轄の境界を越える野生動物の種またはそれ以下の分類群の全個体群または個体群のうちの地理的に区別できる部分をいう。

b) 「移動性の種の保全状態」とは、長期的な分布及び数に悪影響を及ぼすようなその移動性

---

<sup>✧</sup> ボン条約採択会議は、2週間の会期のうちに、西独政府から提出された原案のほぼ半分を書き換えた。その結果、テキストに多くのミスが生じ、その修正には1990年代までかかった(条約事務次長 Douglas Hykle 氏による)。条約事務局ホームページのhtmlファイルにも、誤ったテキストが使用されていた。そのため、条文のチェックに際しては、条約事務局または寄託先に確認する等、慎重を期す必要がある。

の種に対して作用している影響総体をいう。

c) 次の要件が満たされる場合に、「保全状態」が好ましい状態にあると理解される。

(1) 個体群動態のデータが、その移動性の種が長期的にその生態系の活力ある構成要素として自らを維持していることを示していること。

(2) その移動性の種の移動範囲が、長期的に見て、現時点において縮小しつつあることがなく、かつ、縮小することがないと見込まれること。

(3) 長期的に見て、その移動性の種の個体群を維持するに十分な生息地が、現在あり、かつ、見通し得る将来においてもあること。

(4) その移動性の種の分布と個体数が、潜在的に適した生態系が存在し、かつ、賢明な野生動物管理が行われている条件の下で、歴史的な範囲と水準に近づくこと。

d) この項の(c)号に規定する要件のいずれかが満たされていない場合、「保全状態」は「好ましくない」と理解される。

e) 特定の移動性の種に関して「絶滅のおそれがある」とは、その移動範囲のすべてまたは相当部分にお置いて、その移動性の種が絶滅の危機にひんしていることをいう。

f) 「移動範囲」とは、その通常の移動の経路上において、その時期に関わらず、ある移動性の種が生息し、一時的に滞在し、通過しまたは上空を飛行する土地または水の区域のすべてをいう。

g) 「生息地」とは、その種にとって適した生活条件を含む、ある移動性の種の移動範囲にある区域をいう。

h) 特定の移動性の種に関して「移動範囲国」とは、その移動性の種の移動範囲の一部分に対し管轄権を行使する国家(並びに、場合に依り、この項の(k)号にいうその他の締約国)または国家の管轄の範囲外でその移動性の種を捕獲に従事している船舶の旗国をいう。

i) 「捕獲する」とは、捕獲、狩猟、漁獲、威嚇、意図的殺戮またはそれらの行為を行おうとすることをいう。

j) 「<協定>」とは、この条約の第IV条及び第V条に規定される1以上の移動性の種の保全に関係した国際協定をいう。<sup>65</sup>

k) 「締約国」とは、国家、または、この条約の対象となっていてこの条約が発効している事項について国際協定の交渉、締結及び適用に関して権限を持つ、主権国家により構成される地域的な経済統合機関をいう。

2. その権限の範囲内の事項については、この条約の締約国である地域的経済統合機関は、自らの名において、この協定がその構成国に対して与える権限を行使し、責任を果たさなければならない。そのような場合、そのような機関の構成国は、そのような権利を個別に行使する権利を与えられてはならない。

3. この条約が「出席しかつ投票する締約国」の3分の2の多数により行われる決定または全会一致の決定を規定している場合において、これは、「出席し、かつ賛成票又は反対票を投ずる締約国」をいうものとする。多数を決する際、投票を棄権する締約国は、「出席しかつ投票する締約国」

---

<sup>65</sup> 英語テキストでは、「AGREEMENT」と大文字で表現されている。

に算入されてはならない。

## 第II条

### 基本原則

1. 締約国は、保全されつつある移動性の種と保全のために可能かつ適当な限り行動を取ることに合意している移動範囲国との重要性を認め、その保全状態が好ましくない移動性の種に対して特別の注意を払い、そのような種とその生息地のを保全するために適当でかつ必要な措置を、個別にまたは協力してとる。
2. 締約国は、いかなる移動性の種についても絶滅のおそれに瀕することを回避するため行動をとる必要を認める。
3. 締約国は特に以下を行うべきである。
  - a) 移動性の野生動物に関係する研究について促進し、協力し、支援すること
  - b) 付属書のIに掲げる移動性の種のために直ちに保護措置をとるように努めること
  - c) 付属書IIに含まれている移動性の種の保全と管理を規定する協定を締結するように努めること。

## 第III条

### 絶滅のおそれのある移動性の種 付属書I

1. 付属書Iには、絶滅のおそれのある移動性の種を掲げる者とする。
2. 移動性の種は、得られる最善の科学的証拠を含む信頼できる証拠により絶滅のおそれがあると考えられる場合に付属書Iに掲げることができる。
3. 締約国会議が次のことを認定した場合、移動性の種は、付属書Iから削除することができる。
  - a) 得られる最善の科学的証拠を含む信頼できる証拠によりその種がもはや絶滅のおそれがないと考えられること、かつ
  - b) 付属書Iからの削除により保護がなくなることが原因でその種に再び絶滅のおそれが生ずることにならないこと。
4. 付属書Iに掲げられる種の移動範囲国である締約国は、次のことを行うよう努めなければならない。
  - a) その種の絶滅のおそれを除く上で重要なその種の生息地を保全し、かつ、実行可能でかつ適当な場合は復旧するよう努力すること。
  - b) その種の移動を大きく妨げるかまたは移動できなくする活動または障害の悪影響を、状況に応じ、防止し、除去し、その補償措置を講じ、または最小にするよう努力すること。
  - c) 外来種の持ち込みを厳格に制御し、または既に持ち込まれた外来種を制御しまたは排除することを含め、その種を絶滅へと脅かしているかまたは更に脅かすおそれがあるかする要因を防止し、縮減し、または制御するよう、実行可能かつ適当な限りにおいて努力すること。
5. 付属書Iに掲げられる種の移動範囲国である締約国は、その種に属する個体の捕獲を禁止しな

なければならない。但し、次の場合には、この禁止の例外を設けることができる。

- a) 科学的目的の場合
- b) その種の繁殖の増進または生き残りを目的とする場合
- c) その種の伝統的な自給自足利用者の必要を満たすためである場合
- d) 捕獲を必要とする異常な事態の場合。但し、その例外の範囲が、その内容に関し明確であり、かつ空間及び時間に関して限定されていることを条件とする。そのような捕獲は、その種の状況が好ましくないものになるようなものであるべきでない。

6. 締約国会議は、付属書Iに掲げる種の移動範囲の締約国に対し、その種の利益のために適当であると考えられる更なる措置をとるよう勧告することができる。

7. 締約国は、この条の第5項による例外について、可及的速やかに条約事務局に通知しなければならない。

## 第IV条

### 協定の対象の移動性の種 付属書II

1. 付属書IIには、好ましくない保全状態にありかつその保全と管理のために国際協定を必要とする種及び国際協定により実現される国際協力により保全状態が著しく改善する種を掲げるものとする。
2. 状況により、一つの種を付属書I及び付属書IIに重複して掲げることができる。
3. 付属書IIに掲げる種の移動範囲国である締約国は、それらの種に利益をもたらし、好ましくない保全状態にある種を優先的に取り扱う〈協定〉を締結するよう努力しなければならない。
4. 締約国は、1以上の国の管轄の境界を定期的に越える野生動物の種またはそれ以下の分類群の個体群またはその個体群のうちの地理的に区分できる部分に関する協定を締結することを目指して行動をとるよう奨励される。
5. 条約事務局には、この条の規定に従い締結された各〈協定〉の写しが与えられなければならない。

## 第V条

### 〈協定〉の指針

1. それぞれの〈協定〉の目的は、当該移動性の種を好ましい保全状態に回復するかまたは当該種をそのような状態に維持することとする。それぞれの協定は、この目的の達成のために当該移動性の種の保全と管理の側面を取り扱うべきである。
2. それぞれの〈協定〉は、当該移動性の種の移動範囲の全体を対象とすべきであり、かつ、この条約の締約国であるとないと関わらず、すべてのその種の移動範囲国の加入のために開放すべきである。
3. 〈協定〉は、可能な限り、複数の移動性の種を取り扱うべきである。
4. それぞれの〈協定〉は、以下を規定すべきである。

- a) 対象となる移動性の種を特定すること。
- b) その移動性の種の移動範囲及び移動経路を記載すること。
- c) 各締約国がその〈協定〉の実施に係る国の当局を指定することを規定すること。
- d) 必要な場合、〈協定〉の目的の実施を支援し、協定の効果をモニターし、締約国会議のための報告書を作成する適当な機関を設立すること。
- e) 〈協定〉の締約国の間の紛争を解決するための手続きについて規定すること。
- f) 最低限の規定として、クジラ目の移動性の種に関して、他の国際協定の下でその移動性の種について許されていない捕獲を禁止し、かつ、その移動性の種の移動範囲国でない国家によるその〈協定〉への加入について規定すること。

5. 適当でありかつ実行可能な場合、それぞれの〈協定〉は、次の規定を行うべきである。但し、協定の規定は、以下に留まるものではない。

- a) 当該移動性の種の保全状態の定期的な点検及びその状態に対して有害な要因を特定すること。
- b) 調整された保全及び管理の計画
- c) 特に移動に着目しての、当該移動性の種の生態及び個体群動態についての研究
- d) 研究の結果及び関係する統計の交換に特に着目しての、当該移動性の種に関する情報の交換
- e) 好ましい保全状態を維持する上で重要な生息地の保全及び、必要かつ実行可能な場合には復旧、並びに、その移動性の種にとって有害な外来種の持ち込みの規制または既に持ち込まれた外来種の規制を含む攪乱からのその生息地の保護
- f) 移動経路との関係で適当に配置された好適な生息地のネットワークの維持
- g) 望ましいと思われる場合、その移動性の種にとって好ましい新しい生息地の供給または好ましい生息地へのその移動性の種の再導入
- h) 可能な限り最大限に、移動を妨げまたは遅らせる活動または障害を除去するかまたは補償すること。
- i) その移動性の種に対して有害な物質を移動性の種の生息地に放出することを防止し、減少し、または規制すること
- j) 健全な生態学的な原則に基づいた、移動性の種の捕獲を規制し管理する措置
- k) 違法な捕獲を抑止する調整活動の手続き
- l) 移動性の種に対する相当程度の脅威に関する情報の交換
- m) 移動性の種の保全状態が深刻な影響を受けたときに保全行動が相当程度にかつ急速に強化されるような緊急の手続き
- n) 一般大衆に対し〈協定〉の内容と目的について承知させること

## 第VI条

### 移動範囲国

1. 締約国から受けとった情報を利用して、付属書I及びIIに掲げられる移動性の種の移動範囲国の一覧表が、条約事務局により更新し続けられなければならない。
2. その国の管轄の範囲外で当該移動性の種の捕獲に従事している自国の旗を掲げる船舶に関する情報及び可能な場合にはそのような捕獲の今後の計画に関する情報を含め、締約国は、自国が付属書I及びIIに掲げられる移動性の種のどれの移動範囲国と考えるかについて条約事務局に常に知らせなければならない。
3. I及びIIに掲げられる移動性の種の移動範囲国である締約国は、それらの種についてこの条約を実施するために行っている措置について、少なくとも締約国会議の各通常会合の6か月前までに、条約事務局を通じ、締約国会議に対し通知すべきである。

## 第VII条

### 締約国会議

1. 締約国会議は、この条約の意思決定機関とする。
2. 条約事務局は、この条約が効力を生じた後2年以内に締約国会議の会合を招集しなければならない。
3. その後、条約事務局は、締約国会議が別の決定を行わない限り3年を越えない間隔で締約国会議の通常会合を、また、締約国の3分の1以上の書面による要求があった場合には特別会合を、開催しなければならない。
4. 締約国会議は、この条約の財政規則を制定するとともに、それを常に点検しなければならない。締約国会議は、各通常会合において、次の会計期間の予算を採択しなければならない。それぞれの締約国は、締約国会議の合意する尺度に従って、この予算に対し負担しなければならない。予算及び分担率並びにそららの変更に関する規定を含む財政規則は、出席しかつ投票する締約国の全会一致により採択されなければならない。
5. 各通常会合において、締約国会議は、この条約の実施について点検しなければならない。締約国会議は、特に次のことを行うことができる。
  - a) 移動性の種の保全状態を点検し、評価すること。
  - b) 移動性の種、特に付属書I及びIIに掲げられる移動性の種の保全に向けた進展を点検すること。
  - c) 科学委員会及び条約事務局が任務を果たすことを可能にするのに必要な規定を行い、指導を与えること。
  - d) 科学委員会、条約事務局、締約国または<協定>に基づき設置された常設機関による報告を受領しかつ検討すること。
  - e) 移動性の種の保全状態を改善するために締約国に対して勧告を行うこと及び<協定>の下に達成された進展について点検すること。
  - f) <協定>が締結されていない場合において、特定の移動性の種または移動性の種のグループの保全状態を改善する措置について議論するために、その種またはグループの移動範囲国

である締約国の会合を開催することについて勧告を行うこと。

g) この条約の効果を改善するために締約国に対して勧告を行うこと

h) この条約の目的を実施するためにとるべき追加的な措置について決定すること

6. 締約国会議の各会合においては、次回会合の時期と場所を決定すべきである。

7. 締約国会議のいかなる会合も、その会合のための手続き規則を決定し、採択しなければならない。この条約において別に定めるものを除き、締約国会議の会合における決定は、出席しかつ投票する国の3分の2の多数を必要とするものとする。

8. 国際連合、国際連合専門機関、国際原子力機関及びこの条約の締約国でない国、並びに、各<協定>に関し、その<協定>の締約国により指定される機関は、オブザーバーとして締約国会議の会合に出席することができる。

9. 次のカテゴリーにおいて移動性の種の保護、保全及び管理において専門技術を持つ機関または団体で、締約国会議の会合においてオブザーバーとして出席することを希望することを条約事務局に通報したものは、出席する締約国の3分の1以上が反対しない限り、出席を認められなければならない。

a) 政府間であると非政府であるとを問わず、国際的な機関又は組織、及び、国の政府の機関・組織

b) この目的のために、その所在する国家から承認された国内的な非政府の団体または組織

出席を認められた場合、それらのオブザーバーは、会合に参加する権利を有するが投票する権利は有しないものとする。

## 第VIII条

### 科学委員会

1. 第1回会合において、締約国会議は、科学的事項に関する助言を提供する科学委員会を設立しなければならない。

2. どの締約国も、科学委員会の委員として、専門能力のある専門家を任命することができる。加えて、科学委員会は、締約国会議により選定され任命された専門能力のある専門家を委員として含めなければならない。これらの専門家の数、選定の基準及び任命の条件規程は、締約国会議が決定するところによるものとする。

3. 科学委員会は、締約国会議が必要としたところに従い、条約事務局の要求により会する。

4. 締約国会議の承認を条件として、科学委員会は、自らの手続き規則を採択する。

5. 締約国会議は科学委員会の機能を決定するものとする。その機能は、次のことを含むことができる。

a) 締約国会議、条約事務局、及び、締約国会議が承認する場合には、この条約または協定の下に設立された機関並びに締約国に対して科学的な助言を提供すること。

b) 移動性の種に関する研究または研究の調整について勧告し、移動性の種の保全状態を突きとめるためにそのような研究の結果を評価し、そのような保全状態及びその改善のための措置について締約国会議に対して報告すること。

- c) 付属書I及びIIに含めるべき移動性の種に関して、そのような移動性の種の移動範囲の情報とともに、締約国会議に対して勧告を行うこと。
- d) 移動性の種に関する<協定>に含められるべき具体的な保全と管理の措置について締約国会議に対して勧告を行うこと。
- e) この条約の実施の科学的側面、特に移動性の種の生息地に関して、問題の解決について、締約国会議に対して勧告すること。

## 第IX条

### 条約事務局

1. この条約の目的のために条約事務局を設置するものとする。
2. この条約の発効とともに、条約事務局は、国際連合環境計画の事務局長により提供される。同事務局長が適当と考える範囲及び方法において、同事務局長は、野生動物の保護、保全及び管理について専門的能力を持つ適当な政府間または非政府の国際または国内機関及び組織の補佐を受けることができる。
3. 国際連合環境計画がもはや条約事務局を提供することができなくなった場合、締約国会議は、条約事務局に関し代替の措置を講ずるものとする。
4. 条約事務局は次の機能を持つものとする。
  - a) (i)締約国会議及び(ii)科学委員会の会合ために諸手配を行い、役務を提供すること。
  - b) 締約国、<協定>の下に設立された常設機関及び移動性の種に関係するその他の国際組織の間の連絡を維持し、連絡を促進すること。
  - c) この条約の目的及び実施を更に進めるような報告及び情報を適当な情報源から入手し、そのような情報の適当な配布を手配すること。
  - d) この条約の目的に関係する事項に対して、締約国会議の注意を求める。
  - e) 条約事務局の業務及びこの条約の実施に関する報告を締約国会議のために作成すること。
  - f) 付属書I及びIIに含まれているすべての移動性の種の移動範囲国の一覧を維持し、公刊すること。
  - g) 締約国会議の指揮の下に、<協定>の締結を促進すること。
  - h) <協定>の一覧を維持し、締約国の利用に供すること、及び、締約国会議が指示した場合、そのような<協定>に関するあらゆる情報を提供すること。
  - i) 第7条第5項第(e)、(f)及び(g)号に従い締約国会議が行った勧告または同項(h)号に従って行われた決定の一覧を維持し、公刊すること。
  - j) この条約及びその目的に関する情報を一般大衆に提供すること。
  - k) この条約の下または締約国会議により委任されたその他の機能を遂行すること。

## 第X条

### 条約の改正

1. この条約は、締約国会議のいずれの通常会合もしくは特別会合においても改正することができる。
2. 改正の提案は、いずれの締約国も行うことができる。
3. 改正案文とその理由は、それが検討されるべき会合の150日以上前までに条約事務局に連絡されなければならない。かつ、条約事務局により遅滞なくすべての締約国に連絡されなければならない。その改正案分に対する締約国による意見は、会合の開始の60日以上前までに条約事務局に連絡されなければならない。条約事務局は、意見提出の最終日の後直ちにその日までに提出されたすべての意見を締約国に連絡しなければならない。
4. 改正は、出席しかつ投票する締約国の3分の2以上の多数によって採択されるものとする。
5. 採択された改正は、締約国の3分の2が受諾書を寄託先に寄託した日の後3番目の月の初日に、それを受諾したすべての締約国について発効ものとする。3分の2の締約国が受諾書を寄託した日よりも後に受諾書を寄託した締約国については、その改正は、その受諾書の寄託の後3番目の月の初日にその締約国について発効するものとする。

## 第XI条

### 付属書の改正

1. 付属書I及びIIは、締約国会議のいずれの通常会合もしくは特別会合においても改正することができる。
2. 改正の提案は、いずれの締約国も行うことができる。
3. 改正案文及び入手し得る最善の科学的証拠に基づくその理由は、会合の150日以上前までに条約事務局に連絡されなければならない。かつ、条約事務局により遅滞なくすべての締約国に連絡されなければならない。その改正案分に対する締約国による意見は、会合の開始の60日以上前までに条約事務局に連絡されなければならない。条約事務局は、意見提出の最終日の後直ちにその日までに提出されたすべての意見を締約国に連絡しなければならない。
4. 改正は、出席しかつ投票する締約国の3分の2以上の多数によって採択されるものとする。
5. 付属書の改正は、それが採択された締約国会議の会合の90日後に、この条の第6項に従い留保を付した締約国を除き、すべての締約国について発効するものとする。
6. この条の第5項に規定される90日の期間に、締約国は、寄託先に文書により通告することにより、その改正について留保を付すことができる。改正に対する留保は、寄託先に文書により通告することにより撤回することができ、それにより、その改正は、留保の撤回の90日後にその締約国について発効するものとする。

## 第XII条

### 国際条約その他の立法に対する影響

1. この条約のいかなる部分も、国際連合の総会の決議2750 C (XXV)に従い開催された海洋法に関する国際連合会議による法の法典化及び作成に対しても、海洋法及び沿岸国及び旗国の管轄の

性格及び範囲にに関していかなる国家の現在または将来の主張及び法的見解に対して影響を及ぼすものではないものとする。

2. この条約の規定は、既存の条約または協定から導かれる締約国の権利または義務に対して影響を及ぼさないものとする。

3. この条約の規定は、付属書I及びIIに掲げられる移動性の種の保全に関してより厳格な国内的措置を採用し、または、付属書I及びIIに掲げられていない種の保全に関して国内的な措置を採用する締約国の権利に影響を及ぼさないものとする。

### **第XIII条**

#### **紛争の解決**

1. この条約の解釈または適用に関して2以上の締約国の間で生じる紛争の解決は、当該紛争の当事締約国の間の交渉によるものとする。

2. 紛争がこの条の第1項のに従い解決することができない場合には、当事国は、相互の同意により、その紛争の仲裁裁判、特にハーグ常設仲裁裁判所の仲裁裁判を要求することができる。紛争の仲裁裁判を要求した当事国は、仲裁裁定に拘束されるものとする。

### **第XIV条**

#### **留保**

1. この条約の規定に対しては一般的な留保を付すことができないものとする。この条の規定及び第11条の規定に従い、特定の留保は付すことができる。

2. 国家または地域的な経済統合機関は、批准書、受諾書、承認書または加入書を寄託する際、移動性の種の付属書IまたはIIへの記載について特定の留保を付すことができる。そのような留保を付した場合、その国または地域的な経済統合機関は、そのような留保が撤回されたと寄託先が締約国に対して伝達して90日後までは、その留保について、締約国と見なされないものとする。

### **第XV条**

#### **署名**

この条約は、1980年6月22日まで、すべての国家及び地域的な経済統合機関に対し、ボンにおいて署名のために開放されるものとする。

### **第XVI条**

#### **批准、受諾、承認**

この条約は、批准、受諾または承認されなければならない。批准書、受諾書または承認書は、寄託先であるドイツ連邦共和国政府に寄託されなければならない。

## 第XVII条

### 加入

1980年6月22日より後、この条約は、署名していないすべての国家及び地域的な経済統合機関の加入のために開放されるものとする。加入書は、寄託先に寄託されなければならない。

## 第XVIII条

### 発効

1. この条約は、15番目の批准書、受諾書、承認書または加入書が寄託先に寄託された日の後3番目の月の初日に発効するものとする。
2. 15番目の批准書、受諾書、承認書または加入書の寄託の後にこの条約を批准、受諾し、若しくはこの条約に加入するそれぞれの国家またはそれぞれの地域的な経済統合機関については、この条約は、そのような国家または地域的な経済統合機関によるその批准書、受諾書、承認書または加入書の寄託の後3番目の月の初日に発効する。

## 第XIX条

### 脱退

締約国は、いつでも、寄託先に書面により通告することによりこの条約から脱退することができる。脱退は、寄託先がその通告を受領して12か月後に発効する。

## 第XX条

### 寄託先

1. 英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語及びスペイン語を等しく正文とするこの条約の原本は、寄託先に寄託されるものとする。寄託先は、これらの各言語の認証謄本を、この条約に署名したすべての国家及びすべての地域的な経済統合機関またはこの条約への加入書を寄託したすべての国家及びすべての地域的な経済統合機関に対し送付するものとする。
2. 寄託先は、関係政府との協議の後、この条約の条文のアラビア語及び中国語の公式文を作成しなければならない。
3. 寄託先は、すべての署名国及び加入国及びすべての署名者または加入者である地域的な経済統合機関並びに条約事務局に対し、この条約の署名、批准書、受諾書、承認書または加入書の寄託、発効、改正、具体的な留保及び脱退の通告について通報しなければならない。
4. この条約が発効し次第、国際連合憲章第102条の規定による登録及び公表のため、認証謄本が、寄託先から国際連合事務局に対し送付されなければならない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

1979年6月23日にボンで作成した。

資料 2 の 2 ボン条約付属書 II(地域協定対象種)に掲げられている鳥類の種

条約第 4 条第 1 項の規定により、付属書 II には、その保全と管理のために好ましくない保全状態にある移動性の種及び国際協定により実現される国際協力から相当な好影響を受ける保全状態にある移動性の種が掲げられている。同時に、同条第 3 項により、付属書 II に掲げられている種の移動域国はである締約国は、協定を締結するよう務めなければならないとされ、また、その協定は、その種に対し好影響をもたらし、かつ好ましくない保全状態にある種に優先順位を与えるべきであるとされている。

なお、第 3 条第 1 項の規定により、付属書 I には、絶滅の恐れのある移動性の種が掲げられている。また、これら 2 つの付属書への重複掲載も可能である。更に、第 4 条第 4 項では、定期的に国境を越える野生動物の個体群のための協定の締結に向けた行動を締約国がとることが奨励されると規定し、付属書 II に掲げられた移動性の種以外の種の保全等のための協定についても規定している。

SPHENISCIFORMES (ペンギン目)

Spheniscidae                      *Spheniscus demersus*  
(ペンギン科)

GAVIIFORMES (アビ目)

Gaviidae                              *Gavia stellata* (Western Palearctic populations)  
(アビ科)  
  
*Gavia arctica arctica*  
*Gavia arctica suschkini*  
*Gavia immer immer* (Northwest European population)  
*Gavia adamsii* (Western Palearctic population)

PODICIPEDIFORMES (カイツブリ目)

Podicipedidae                      *Podiceps grisegena grisegena*  
(カイツブリ科)  
  
*Podiceps auritus* (Western Palearctic populations)

PROCELLARIIFORMES (ミズナギドリ目)

Diomedidae                          *Diomedea exulans*  
(アホウドリ科)  
  
*Diomedea epomophora*  
*Diomedea irrorata*  
*Diomedea nigripes*  
*Diomedea immutabilis*  
*Diomedea melanophris*  
*Diomedea bulleri*  
*Diomedea cauta*  
*Diomedea chlororhynchus*  
*Diomedea chrysostoma*  
*Phoebetria fusca*  
*Phoebetria palpebrata*

PELECANIFORMES (ペリカン目)

Phalacrocoracidae (ウ科)	<i>Phalacrocorax nigrogularis</i>
	<i>Phalacrocorax pygmaeus</i>
Pelecanidae (ペリカン科)	<i>Pelecanus onocrotalus</i> * (Western Palearctic populations)
	<i>Pelecanus crispus</i> *
CICONIIFORMES (コウノトリ目)	
Ardeidae (サギ科)	<i>Botaurus stellaris stellaris</i> (Western Palearctic populations)
	<i>Ixobrychus minutus minutus</i> (Western Palearctic populations)
	<i>Ixobrychus sturmii</i>
	<i>Ardeola rufiventris</i>
	<i>Ardeola idae</i>
	<i>Egretta vinaceigula</i>
	<i>Casmerodius albus albus</i> (Western Palearctic populations)
	<i>Ardea purpurea purpurea</i> (populations breeding in the Western Palearctic)
Ciconiidae (コウノトリ科)	<i>Mycteria ibis</i>
	<i>Ciconia nigra</i>
	<i>Ciconia episcopus microscelis</i>
	<i>Ciconia ciconia</i>
Threskiornithidae (トキ科)	<i>Plegadis falcinellus</i>
	<i>Geronticus eremita</i> *
	<i>Threskiornis aethiopicus aethiopicus</i>
	<i>Platalea alba</i> (excluding Malagasy population)
	<i>Platalea leucorodia</i>
Phoenicopteridae (フラミンゴ科)	<i>Ph. spp.</i> *
ANSERIFORMES (ガンカモ目)	
Anatidae (ガンカモ科)	<i>A. spp.</i> *
FALCONIFORMES (ワシタカ目)	
Cathartidae (コンドル科)	<i>C. spp.</i>
Pandionidae (ミサゴ科)	<i>Pandion haliaetus</i>
Accipitridae (ワシタカ科)	<i>A. spp.</i> *
Falconidae (ハヤブサ科)	<i>F. spp.</i> *
GALLIFORMES (キジ目)	
Phasianidae (キジ科)	<i>Coturnix coturnix coturnix</i>

## GRUIFORMES (ツル目)

Rallidae (クイナ科) *Porzana porzana* (populations breeding in the Western Palearctic)

*Porzana parva parva*

*Porzana pusilla intermedia*

*Fulica atra atra* (Mediterranean and Black Sea populations)

*Aenigmatolimnas marginalis*

*Crex crex*

*Sarothrura boehmi*

*Sarothrura ayresi* \*

Gruidae (ツル科)

*Grus spp.*\*

Otididae (ノガン科)

*Anthropoides virgo*

*Chlamydotis undulata*\*(only Asian populations)

*Otis tarda*\*

## CHARADRIIFORMES (チドリ目)

Recurvirostridae (セイタカシギ科) *R. spp.*

Dromadidae (カニチドリ科) *Dromas ardeola*

Burhinidae (イシチドリ科) *Burhinus oedicnemus*

Glareolidae (ツバメチドリ科) *Glareola pratincola*

*Glareola nordmanni*

Charadriidae (チドリ科) *C. spp.*

Scolopacidae (シギ科) *S. spp.*\*

Phalaropodidae *P. spp.*

Laridae (カモメ科) *Larus hemprichii*

*Larus leucophthalmus*\*

*Larus ichthyaetus* (West Eurasian and African population)

*Larus melanocephalus*

*Larus genei*

*Larus audouinii*\*

*Larus armenicus*

Sternidae *Sterna nilotica nilotica*(West Eurasian and African populations)

*Sterna caspia*(West Eurasian and African populations)

*Sterna maxima albidorsalis*

*Sterna bergii*(African and Southwest Asian populations)

*Sterna bengalensis* (African and Southwest Asian populations)

*Sterna sandvicensis sandvicensis*

*Sterna dougallii*(Atlantic population)

*Sterna hirundo hirundo* (populations breeding in the Western Palearctic)

*Sterna paradisaea* (Atlantic populations)

*Sterna albifrons*  
*Sterna saundersi*  
*Sterna balaenarum*  
*Sterna repressa*  
*Chlidonias niger niger*  
*Chlidonias leucopterus* (West Eurasian and African population)

PSITTACIFORMES (オウム目)

Psittacidae                      *Amazona tucumana*  
(インコ科)

CORACIIFORMES (ブッポウソウ目)

Meropidae                      *Merops apiaster*  
(ハチクイ科)

Coraciidae                      *Coracias garrulus*  
(ブッポウソウ科)

PASSERIFORMES (スズメ目)

Muscicapidae                  *M. (s.l.) spp.*  
(ヒタキ科)

Hirundinidae                  *Hirundo atrocaerulea\**  
(ツバメ科)

Sylviidae                        *Acrocephalus paludicola\**

(s.l.): The scientific name is used in its extended meaning.

\*: The species, or a separate population of that species, or one or more species included in that higher taxon is included in Appendix I.